

悠世、山越ノ函人ハ日幸津嗣ハ、豊南一高文部ト、能年虎藏  
 = 爲格ヲ依頼シ館ノ上復戦ヲホクシ以テ抗弁ノ意ヲ得ナリ  
 市事主ノ勤務

経費及ノ整理ハ、経営困難ノ爲ノ餘儀ナリ以テ擧テ出ラセ  
 次第ナルヲ以テ復戦ヲ拒絶答謝セテハ是則ナリ  
 一 般行書目ノ一 状況

取留取全副一 怪第ニラ何レニ就案シ居テ解雇  
 賜テ下何等ノ連絡ナ  
 一 及申一 (直) 依信也

券秘第四一八三號

昭和五年十一月十九日

警視總監 丸山 鶴吉

5.11.21  
 1732

内務大臣 安達 謙藏 殿  
 社会局長官 吉田 茂 殿  
 大阪 神奈川 府 縣 知 事 殿

土木請負業東山組ノ勞働争議ニ関スル件 (發生)

要旨  
 (一) 東京市賃金低下 (甲案) 三關ト其賃金五拾銭低下ヲ發表シタルニ土工十九名 (資生)  
 (二) 借家八名 賃金下金前額後々

標記請負業ニ勞働争議發生シタルが状況左記ノ通